

お知らせ information

2019 1

■各種検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程で各種がん検診を実施します。

◆各種検診について

検診は事前申し込みが必ずです。

◆胃・大腸・肺・前立腺がん検診

日時

2月14日(木)～16日(土)
6時30分～10時30分

対象

胃・大腸・肺がん検診：
市内市民

前立腺がん検診：

50歳以上の男性
エキノコックス症血液検査：

査：

小学3年生以上の市民で、過去5年間に同検査を受けていない方

申し込み・問い合わせ

市健康づくり課健康推進グループ
☎23・4000

場所

保健福祉センター
(中央4丁目16番2号)

各種検診の料金

	40歳未満	40～74歳
胃がん検診	2,500円	1,500円
大腸がん検診	1,500円	1,000円
肺がん検診	600円	300円
かくたん検査	1,000円	500円
	50歳～74歳	
前立腺がん検診	1,000円	

※エキノコックス症血液検査は無料です。

■無料検診クーポン券のご利用はお早め！

市では平成30年5月に、子宮がん・乳がん検診の対象の方に、検診手帳とクーポン券を送付しています。使用期限が近づくと検診が混み合いますので、お早めにご利用ください。

クーポン券の使用期限

3月31日(日)

対象

- ・子宮がん検診(女性)：平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- ・乳がん検診(女性)：昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれの方

他市町村から転入した方

他市町村発行のクーポン券は使用できません。お



持ちのクーポン券と引き換えに市内のクーポン券を発行します。

対象の方で、クーポン券が届いていない方や紛失した方、また、検診日や検診機関等の詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ

市健康推進グループ
☎23・4000

■固定資産税の「償却資産」の申告を忘れてはいけません

償却資産とは、会社や個人で事業を営んでいる方が、その事業のために用いている機械、器具、備品等のことです。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における当該資産を申告しなければなりません。

申告が必要な方

- ・平成31年1月1日現在、事業の用途で使用している資産を所有、共有、ほ

かに賃貸している法人または個人事業の経営者
・平成30年に開業、廃業、休業、移転された方

申告の対象となる主な資産

- ・広告設備、路面舗装等
- ・生産、加工、搬送設備等の機械類
- ・漁船、船外機船等
- ・大型特殊自動車(農耕用含む)
- ・机、椅子類、パソコン、複写機等

■入札参加希望者の皆さんへ

市では、平成31年度からの2年間に稚内市(水道事業・病院事業・消防事務組合を含む)が発注する建設工事・設計・業務委託・物品等の競争入札に参加される方の資格申請を受け付けます。

受付期間

1月15日(火)～2月15日(金)

申請用紙

- ・建設工事・設計・測量：市町村統一様式

申告期間

1月7日(月)～1月31日(木)

申告場所

市役所1階税務課窓口

※昨年、申告があった事業者には、平成30年12月下旬に申告書を送付しています。平成30年中に開業された方、これまで未申告の方で申告書が届いていない方も申告が必要ですのでお問い合わせください。

問い合わせ

市税務課資産税グループ
☎23・6393



▼その他の業種

平成31年1月1日現在、引き続き1年以上の事業を営んでいること
※詳細は、市のホームページでご確認ください。

◎税務署で発行される納税証明書の請求は、オンライン請求が可能です。

(e-Taxホームページ)
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

資格有効期間

平成31年4月1日から2年間(2021年3月31日まで)

申請・問い合わせ

市財務課契約グループ(市役所3階)
☎23・6391

■20歳になったら「国民年金」

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの全ての人が加入を義務づけられています。

やがて訪れる老後の所得保障だけでなく、不慮の事故(障がいや死亡など)に遭った場合でも、皆さんの生活の安定が損なわれることがないように、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金に加入しましょう。

加入の手続き

20歳の誕生月の上旬に日本年金機構から「資格取得届」が送付されますので、必要事項を記入のうえ、市総合窓口課または、稚内年金事務所に提出してください。

問い合わせ

- ・市総合窓口課保険年金グループ
☎23・6410
- ・稚内年金事務所
☎32・1941